

在外選挙人名簿登録移転申請書				
戸籍に記載された氏名 ※本籍地に確認等をするため		西暦・和暦どちらでもよい		
フリガナ	フツツ	タロウ	生年月日	性別
氏名	姓 富津	名 太郎	昭和 63 年 1 月 1 日	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署名 (必ず自署)	富津太郎		必ず本人の自署 ※郵便投票の際、照合するため	チェック
本籍	千葉県千葉市中央区市場町1-1		必ず記入 ※被登録移転資格を照合、在外選挙人名簿登録の通知するため	
旅券番号 (任意)	※国外の住所確認の際、速やかな確認が可能となる		1111111111	
転出先住所 〔必ず記入〕		住所以外の送付先 (在留届に記載予定の緊急連絡先) 〔希望により記入〕 この欄は、在留届に記載予定の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。		
(カタカナ表記) 漢字表記が一般的な場合は漢字 アメリカ合衆国ニューヨーク州		(カタカナ表記) アメリカ合衆国ニューヨーク州〇〇		
(外国語表記) ※出国時に詳細な住所がわからない場合でも国名は記載 New York, NY 10171 USA		(外国語表記) 〇〇, New York, NY 10171 USA		
<input checked="" type="checkbox"/> 旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する住所(注意参照) ※カタカナ表記の「国名」は必ず記載す		チェックをすることで、申請時に詳細な転出先住所が不明、又は申請時と異なる住所になった場合、届け出が不要となる		
住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)をした年月日		平成 30 年 6 月 1 日		
住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)に転出の予定年月日として記載された日		平成 30 年 6 月 10 日		
住民票に記載されていた最終住所		富津市下飯野2443番地		
公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿への登録の移転を申請します。				
平成 30 年 6 月 1 日 富津市 選挙管理委員会委員長 あて				

連絡先	電話番号(※) 000-0000-0000	FAX番号(※) 000-0000-0000	メールアドレス あ
-----	--------------------------	---------------------------	--------------

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号-地域番号-電話番号(FAX番号)」の順に記入してください。

## 注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「旅券番号」欄の記載は任意ですが、できる限り記載するようにしてください。
- 4 「転出先住所」欄及び「住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」には、カタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。「外国語表記」には、英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
- 5 「転出先住所」欄の「カタカナ表記」には、国名は必ず記載してください。国名以外の住所について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって「転出先住所」とする場合は、「旅券法第16条の規定に基づき届け出る在留届に記載する住所」の□にレをつけてください。
- 6 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。
- 7 「住所以外の送付先」欄においては、在留届に記載する予定の「在留地の緊急連絡先」が定まっていなくても、住所以外の送付先への送付を希望する場合には、その旨を記載してください。
- 8 申請後、在外選挙人証を受け取るまでの間に投票用紙等の送付先を変更する場合には、申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。

## 【特記事項】

### 申請書を記載する上での注意

- (1) 在外選挙人名簿登録移転申請書は、在外則別記第4号様式の3のとおりです。
- (2) 申請書を記載する際には、黒インク又は黒のボールペンを使用してもらうようにします。  
加筆・訂正の際に、印鑑や拇印を押す必要はありません。  
申請書は、署名欄は自署でなければなりません。それ以外は申請者以外が記入しても差し支えありません。  
明らかな誤記や軽微な誤りは、職権で修正してかまいません。
- (3) 氏名は、戸籍上の氏名を記載します。これは、必要に応じ、本籍地の市町村に被登録移転資格の確認等を行うからです。
- (4) 生年月日は、西暦でも元号でも差し支えないことになっています。
- (5) 署名は、必ず自署することが必要です。この署名は、主に郵便等投票において、投票用紙等の請求及び投票の際に市区町村の選挙管理委員会が申請書の署名と照合して本人の確認をすることとなるので、後々まで申請者が忘れないようなものであることが必要です。  
なお、旅券の署名と一致している必要はありません。
- (6) 本籍が分からない場合には、被登録移転資格に関する照会及び在外選挙人名簿に登録後の本籍地への通知を行うことができなくなることから、申請を受け付けることはできません。
- (7) 旅券番号は任意の記載事項ではありますが、6(3)で述べる国外における住所を確認する際、旅券番号を用いることにより速やかな確認が可能となることから、できる限り旅券番号を把握できるよう、申請者に協力を求めることが重要です。申請の時点で旅券番号が分からない場合には、後日、電話で聞き取るなどの対応をとることが考えられます。
- (8) 転出先住所（カタカナ表記）には、カタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で住所を記載します。この際、出国時には転出先住所の詳細を把握していない申請者がいることが想定されますが、その場合でも、国名は必ず記載させるようにします。この場合の国名以外の住所部分について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって転出先住所とする場合は、「旅券法第16条の規定に基づき届け出る在留届に記載する住所」の□にレをつけるようにします。  
なお、国外に転出後、在留届を提出した際、申請時に提出した申請書に記載した住所と在留届に記載した住所が異なる場合には、申請書を提出した市区町村の選挙管理委員会に対して、申請事項変更届の提出が必要となります。  
このため、運用上、申請者が、申請時点では国名以下の詳細な住所について明確に記載できないようであれば、国名だけを記載させ、「旅券法第16条の規定に基づき届け出る在留届に記載する住所」の□にレをつけるよう促す対応が考えられます。（このような取扱いにした場合には、申請事項変更届は転出先の国が記載した国と異なる場合にのみ必要となります。具体的な内容は後掲7(6)参照。）住所（外国語表記）は、英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で記載します。
- (9) 住所以外の送付先は、在留届の緊急連絡先において、選挙管理委員会が送付する在外選挙人証や投票用紙等を受け取ることを希望する場合に、在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所を申請書に記載することとなります。  
在外選挙人証や投票用紙等は、この「住所以外の送付先（在留届の緊急連絡先）」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先（在留届の緊急連絡先）」にのみ送付されます。なお、「住所以外の送付先」として、在留届の緊急連絡先以外の連絡先を指定することは認められません。在留届に記載する予定の「在留地の緊急連絡先」が定まっていなくても、「住所以外の送付先」への送付を希望する申請者については、その旨を記載してもらうようにしてください。
- (10) 「住民基本台帳法上の届出をした年月日」、「転出の予定年月日と記載された日」には、それぞれの市区町村に国外転出届を行った日、当該国外転出届に国外への転出予定日として記載した日を記載します。
- (11) 「連絡先」には、必要に応じて申請者の被登録移転資格の確認のために連絡することもあり得ることから、日本国内からも連絡をとることができる転出後の連絡先を記載してもらうことが必要となります。